

部会の設置について（案）

平成20年3月17日
 平成21年6月22日改
 平成22年5月24日改
令和3年2月22日改（案）
 疾病・障害認定審査会
 原子爆弾被爆者医療分科会

- 1 疾病・障害認定審査会運営規程第七条に基づき、原子爆弾被爆者医療分科会に、次の表に掲げる部会を置く。これらの部会の所掌事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定に係る申請疾病等の分類により、同表の右欄に掲げるとおりである。ただし、第一審査部会及び第二審査部会については、諮問件数に応じて相互の所掌事務の審査を行うことができる。

名称	所掌事務
第一審査部会	主として消化器系以外の悪性腫瘍の申請に係る審査
第二審査部会	主として消化器系の悪性腫瘍の申請に係る審査
第三審査部会	甲状腺の悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、及び甲状腺機能低下症の申請に係る審査
第四審査部会	白内障及び心筋梗塞の申請に係る審査

- 2 厚生労働大臣の諮問があったときは、分科会長は、当該諮問のうち前項の表の右欄に掲げる範囲に属するもののうち、一定の条件を満たすものについて、前項の各部会に付議したものとみなす。
- 3 厚生労働大臣の諮問のうち、前項により付議されないものについては、分科会において審査を行う。
- 4 各部会の議決は、分科会の議決とみなす。

原子爆弾被爆者医療分科会部会の設置について 改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新		旧	
1 略		1 略	
名称	所掌事務	名称	所掌事務
第一審査部会	主として消化器系以外の悪性腫瘍の申請に係る審査	第一審査部会	主として消化器系以外の悪性腫瘍の申請に係る審査
第二審査部会	主として消化器系の悪性腫瘍の申請に係る審査	第二審査部会	主として消化器系の悪性腫瘍の申請に係る審査
第三審査部会	甲状腺の悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、及び甲状腺機能低下症の申請に係る審査	第三審査部会	甲状腺の悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、及び甲状腺機能低下症の申請に係る審査
第四審査部会	白内障及び心筋梗塞の申請に係る審査	第四審査部会	白内障及び心筋梗塞の申請に係る審査
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>第五審査部会</u>	<u>第一審査部会から第四審査部会までのいずれの所掌にも属さない疾病の申請、複数の疾病が同時に申請された場合</u>
<u>(削除)</u>		<u>第六審査部会</u>	<u>で、当該複数疾病が第一審査部会から第四審査部会までのうち複数の部会の所掌にまたがる申請及び申請者の被爆時の状況についての事実関係の確認を要する申請に係る審査</u>
<p>2 <u>厚生労働大臣の諮問があったときは</u>、分科会長は、当該諮問のうち前項の表の右欄に掲げる範囲に属するもののうち、一定の条件を満たすものについて、前項の各部会に付議<u>し</u>たものとみなす。</p> <p>3 厚生労働大臣の諮問のうち、前項により付議されないものについては、分科会において審査を行う。</p>		<p>2 分科会長は、<u>厚生労働大臣の諮問を受けたときは</u>、当該諮問のうち前項の表の右欄に掲げる範囲に属するもののうち、一定の条件を満たすものについて、前項の各部会に付議<u>され</u>たものとみなす。</p> <p>3 厚生労働大臣の諮問のうち、前項により付議されないものについては、分科会において審査を行う。</p>	
4 略		4 略	